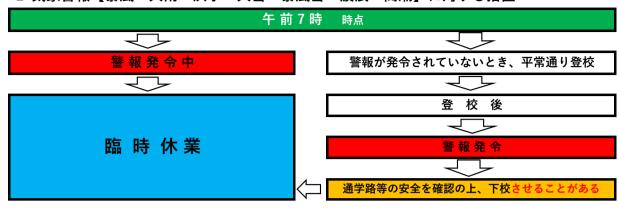
災害発生に対する措置について

2024.10 改訂版 相生市立那波中学校

1 気象警報【暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪・波浪・高潮】に対する措置



- ① 相生市に警報が発令されている場合は、臨時休業とします。なお、午前7時以降に警報が解除されても臨時休業とします。
- ② 警報発令の有無は、NHKテレビ又は兵庫県防災気象情報ホームページにより確認してください。
- ③ 登校中に発令された場合、通常登校を継続し、通学路等の安全を確認の上、下校させることがあります。
- ④ その後の対応については、必要に応じてメールで連絡します。

2 地震発生に対する措置

(1) 震度4の地震

(1)震度4の地震		
在宅中		学校から連絡があるまで、自宅または避難場所に待機する。
在校中		生徒の安全や必要な情報についてメール配信する。
登下校中		安全な場所で待機し、安全確認できれば登下校する。
(2)震度5弱以上の地震		
在宅中		学校から連絡があるまで、自宅または避難場所に待機する。
在校中		通学路等の安全を確認の上、集団もしくは引き渡しにより下校する。
登下校中		安全な場所で待機し、安全確認できれば登下校する。
3 Jアラート等を通じた緊急情報発信時に対する措置		
在宅中		危険解除の連絡があるまで、自宅または避難場所に待機する。
在校中		学校で待機し、安全確認が出来れば授業を再開する。
登下校中		防災放送に従い安全な場所で待機し、危険解除の連絡があれば登下校する。

4 熱中症特別警戒アラートに対する措置(前日14:00頃発表)

発表 臨時休業とする。※当日天候が変わっても取り消されることはありません。